

【新設】（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例に係る取扱いの準用）

17-3-11 内国法人である普通法人等（法第150条の2第1項《帳簿書類の備付け等》に規定する普通法人等をいう。）に対する規則第67条の2《関連者間取引に係る書類の整理保存の特例》の規定の適用に当たっては、17-3-1《発行済株式》から17-3-10《経営の管理又は指導等に係る役務提供の例示》までの取扱いを準用する。

【解説】

- 1 本通達は、法人税法施行規則第67条の2《関連者間取引に係る書類の整理保存の特例》の適用に当たり、法人税基本通達17-3-1《発行済株式》から17-3-10《経営の管理又は指導等に係る役務提供の例示》までの取扱いを準用することを明らかにしたものである。
- 2 本特例は、青色申告法人については同令第59条の2《関連者間取引に係る書類の整理保存の特例》に規定されている一方、内国法人である普通法人等については同令第67条の2において同様の制度が設けられている。これらの規定は、いずれも関連者間取引に係る取引関係書類のみでは必要記載事項を確認することができない場合に、特定事項記載書類の取得又は作成及び保存等を求めるものであり、その制度趣旨及び規定内容に実質的な差異はない。
- 3 このため、関連者の判定、関連者間取引の範囲、特定事項記載書類の性質、反復継続取引の取扱い及び対象となる譲渡若しくは貸付け又は役務の提供の考え方についても、それぞれの規定において異なる取扱いをすべき理由はないものと考えられる。そこで、本通達において、同令第67条の2の適用に当たっては、法人税基本通達17-3-1から17-3-10までの取扱いを準用することを明らかにしている。これにより、内国法人である普通法人等についても、関連者の範囲、関連者間取引の範囲及び特定事項記載書類に係る取扱いについては、青色申告法人の場合と同様に取り扱うこととなる。